## ◎ 所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。 厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療療養費算定状況を公表いたします。

日付	区分	疾患名	治療日数	検査内容	投薬内容等
2023/7/2	=	尿路 感染症	10	尿培養検査	レボフロキサシン (250) クラビット (250)
2023/6/7	Ш	帯状疱疹	10		バラシクロビル500mg ビダラビン軟膏
2023/6/7	=	帯状疱疹	10		バラシクロビル500mg アズノール軟膏
2023/4/16	=	尿路 感染症	9	尿培養検査	レボフロキサシン(250)
2023/4/4	=	尿路 感染症	6	CRP SpO2	レボフロキサシン(250)
2023/4/3	=	帯状疱疹	10		バラシクロビル500mg ビダラビン軟膏
2022/9/1	I	帯状疱疹	7		バラシクロビル500mg ビダラビン軟膏
2022/9/1		肺炎	3	動脈血酸素飽和度	酸素 ホスミン錠 (250)
2022/8/29	I	帯状疱疹	3		バラシクロビル500mg ビダラビン軟膏
2022/1/27	1	帯状疱疹	5		バラシクロビル500mg ビダラビン軟膏

## ☆ 所定疾患施設療養費とは

肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、 処置等が行われた場合に(中略)算定するもの。

対象疾患は以下の5つ

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・帯状疱疹
- ・蜂窩織炎
- ・心不全増悪(2024年4月改訂から追加)